

目 次

I 小田原市の概要	
1. 位置・地勢	1
2. 人口と世帯数	1
3. 都市計画区域・用途地域	1
4. 環境行政機構	2
5. 環境保護課事務分掌	3
II 大 気 汚 染	
1. 概況	4
2. 大気汚染に係る環境基準と評価方法	4
3. 二酸化硫黄	8
4. 窒素酸化物	9
5. 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質	16
6. 光化学オキシダント	17
7. 酸性雨	19
III 水 質 汚 濁	
1. 概況	21
2. 環境基準等	22
3. 工場・事業場に対する排水規制	25
4. 水質に係る各種調査	27
5. 河川水質調査BOD年平均値に見る水質の状況	29
6. 公共用水域水質調査結果	33
7. 生活排水対策	61
IV 地 下 水	
1. 小田原市豊かな地下水を守る条例	63
2. 地下水汚染調査	69
V ダイオキシン類	
1. 概況	73
2. 大気環境調査結果	74
3. 水質環境調査結果	74
VI 騒 音 ・ 振 動	
1. 概況	75
2. 環境基準等	75
3. 工場・事業場に対する規制	78
4. 自動車騒音調査結果	79
5. 環境騒音・振動調査結果	83
6. 新幹線鉄道騒音・振動について	84

Ⅶ 放射能	
1. 概況	85
Ⅷ 悪臭	
1. 概況	87
2. 悪臭防止法による規制基準	88
3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制	88
Ⅸ 土壌汚染	
1. 概況	89
2. 土壌汚染対策	89
X 公害関係申請・届出	
1. 事前規制について	91
2. 大気汚染防止法に基づく届出状況	91
3. 水質汚濁防止法に基づく届出状況	92
4. 土壌汚染対策法に基づく届出状況	92
5. 騒音規制法に基づく届出状況	93
6. 振動規制法に基づく届出状況	94
7. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況	95
8. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請届出状況	96
9. 小田原市豊かな地下水を守る条例に基づく届出状況	97
10. 水道法等に基づく届出状況	97
XI 公害苦情	
1. 公害苦情	98
XII 環境用語説明	
	101

※平成10年4月から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が施行されたのをを受けて、従来の「神奈川県公害防止条例」は廃止されました。
文中の「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、平成10年3月以前の事柄については「神奈川県公害防止条例」に読み替えます。